

予 算 要 求 資 料

令和3年度9月補正予算

支出科目 款：衛生費 項：医療費 目：医療整備対策費

事業名 へき地医療拠点病院運営費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 医療福祉連携推進課 医療人材確保係

電話番号：058-272-1111（内2626） E-mail：c11230@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 6,543千円（現計予算額：21,663千円）

<財源内訳>

区分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使 用 料 手数料	財 産 収 入	寄 附 金	そ の 他	県 債	一 般 財 源
現 計 予算額	21,663	10,829	0	0	0	0	0	0	10,834
補 正 要求額	6,543	3,270	0	0	0	0	0	0	3,273
決定額	6,543	3,270	0	0	0	0	0	0	3,273

2 要求内容

(1) 要求の趣旨（現状と課題）

- ・へき地医療拠点病院とは、へき地医療支援機構の指導の下にへき地診療所等への代診医の派遣等の各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的に、知事が指定した病院である。
- ・へき地医療拠点病院について、国庫補助事業を活用し、へき地医療支援に必要な運営費を補助することにより、適正なへき地医療体制を確保する。

(2) 事業内容

- ・へき地医療拠点病院の運営に必要な給与費、材料費等の経費を対象に補助金を交付する。

(3) 県負担・補助率の考え方

- ・国庫補助金（医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金）の活用

※補助率 10／10（国1／2、県1／2）

(4) 類似事業の有無

- ・類似事業無し

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	6,543	へき地医療拠点病院の運営費に対する補助金
合計	6,543	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・岐阜県保健医療計画（第7期）
 第2章 医療提供体制の構築
 第8節 へき地医療対策

(2) 国・他県の状況

- ・へき地医療拠点病院の運営費に対する補助については、（対象となる施設がない県を除き）ほぼ全ての都道府県で実施されている。

(3) 後年度の財政負担

- ・へき地医療体制の安定的な運営の為、引き続き、支援していく必要がある。

(4) 事業主体及びその妥当性

- ・へき地医療提供体制の確保は、市町村域を超えて、より広域的に取り組むべきものであること、また、保健医療計画上もへき地医療拠点病院の運営への支援を明記していることから、県が補助を行うことは妥当である。

事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

へき地医療拠点病院群が行う「へき地診療所等への代診医師派遣」「へき地医療従事者に対する研修」「学会出席などの研究」等の実施に対して助成をすることで、各種事業の実施を促進し、へき地住民の医療を確保する。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業 開始前	指標の推移			現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

へき地医療体制を維持、継続していくための支援事業であり、指標化にはそぐわない。

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

令和2年度は、へき地医療拠点病院（8病院）が、運営費補助金を交付申請。

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

該当の各病院において、へき地医療支援体制の確保が図られた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

- ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か）

○：必要性が高い △：必要性が低い

(評価)	山間へき地においては、医療機関や従事する医療人材が十分でなく、地域医療体制を確保するため支援を行うことが必要である。特に、当県においては山間へき地が多くあり、へき地の拠点となる病院の支援を目的とした当事業は必要性が高い。
○	
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか）	
○	概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている
△	まだ期待どおりの成果が得られていない
(評価)	へき地医療拠点病院は、へき地診療所への医師派遣や無医地区等の巡回診療など診療支援のほか、中重度患者の受入れ等の役割があり、十分な施設・設備の整備が求められるが、患者数の減少等によりその経営基盤は弱く、財政的な補助を行うことによりその運営を支援する当事業は有効である。
○	
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか）	
○	効率化は図られている △：向上の余地がある
(評価)	へき地医療機関間の代診等を調整するへき地医療支援機構を中心となって、代診調整を行うことにより、必要なへき地診療所等へ効果的に医師を派遣できた。
○	

(今後の課題)

- ・事業が直面する課題や改善が必要な事項

当県においては、医師の偏在等により、へき地の医療機関を支援すべきへき地医療拠点病院においても医師不足問題を抱えており、拠点病院が近隣のへき地診療所への医師派遣や無医地区への巡回診療等を行う余裕がないといった事例も発生してきている。

(次年度の方向性)

- ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

へき地医療体制の確保のため、継続すべき事業である。